

霧島市長
前田 終 様

2012年11月28日

霧島市児童クラブ連絡会
会 長 加 来 宗 暁
事務局／青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1
TEL/FAX 0995-45-7800

学童保育（放課後児童クラブ）の量的・質的拡充を図るための要望書

御職におかれましては、日頃より学童保育（放課後児童健全育成事業）の充実、発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

近年共働き・一人親家庭の小学生の「家庭に代わる毎日の生活の場」である学童保育（放課後児童クラブ）の入所児童数は急増しており、学童保育の拡充がますます求められています。学童保育の量的・質的な拡充は、仕事と子育ての両立支援には欠かせない重要な課題です。

2012年5月1日現在、学童保育数は2万843か所、入所児童数は84万6919人（前年比441か所増、入所児童数は2万521人増）になってきています。

鹿児島県内では、19市・19町・1村で346か所（前年比1増）、入所児童数は1万2094人（前年比219人増）となっています。

今年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」では、学童保育に関して①小学校4年生以上も対象となることの明記、②国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定（従うべき基準、参酌すべき基準）、③事業開始前の市町村への届け出など、④市町村の公有財産（学校の余裕教室など）の貸し付けなどによる事業の促進、⑤「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定と計画推進の責務、などが新たに付け加えられました。

2012年9月18日開催の自治体への説明会において、今後の日程として、

- ・国の「子ども・子育て会議」は2013年4月発足。「地方版子ども・子育て会議」（設置は努力義務）も同じく2013年4月から発足できるよう準備をしてもらう。
- ・「地域子ども・子育て支援事業計画」策定のために国としての「基本指針」「事業計画」をつくり、市町村・都道府県には、ニーズ調査・広域調整を含めて2013年度から準備をすすめる。
- ・学童保育の基準について、市町村には2014年度中に条例検討と策定、届け出受理・事業の実施の準備をすすめる。

などのことが示されています。

2015（平成27）年から実施される新たな学童保育施策を踏まえ、あらためて公的責任において学童保育が量的にも質的にも抜本的に拡充する制度となるよう、2013（平成25）年度霧島市予算編成において、下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

記

一、学童保育の量的拡大・質的向上のために、確実に財源が確保され、安定運営ができる財政措置をしてください。

現在の国の学童保育予算は毎年増えていますが、補助単価が低く、少なくない市町村で補助金の上乗せ・持ち出しをしているのが現状です。

現在、補助金は奨励的な補助となっております。補助金の増額はもちろんのこと、支給時期・方法の統一と安定性が求められています。とりわけ、年度初めの数ヶ月は運営資金の確保に苦勞している児童クラブが多く、施設運営者の個人持ち出しや賃金支給の延滞等も起きています。

また、保護者間の所得格差やひとり親家庭が増え、学童保育所にも入所できない子どももいます。年間を通した入所児童数の暫減、特に経済的な理由による滞納や途中退所児童が出てきています。低所得者及び非課税世帯への保護者負担金の減免に対する公的な助成をすることが求められています。

- （1）放課後児童クラブの運営にあたっては、年度を通じて安定運営が確保できる財政措置をとってください。
- （2）ひとり親世帯や要保護・準要保護世帯を対象とした利用料の補助制度をつくってください。

二、地域間格差が出てきています。小規模児童クラブへの補助など学童保育を必要とする地域・校区には、5人以下の小規模学童保育への国の補助金（特別交付税）を活用してください。

昨年の調査で9人以下の小規模学童保育所にも国から特別交付税として補助金が出ていることが分かりました。ただし、小規模学童保育所がある自治体から補助金が出ていることが条件です。鹿児島県では小規模学童保育所が23カ所あり、そのうち5カ所に補助金が出ています。

霧島市においては、5人以下の小規模学童が補助対象事業として運営されてきていますが、地域間・規模間格差を解消するため、5人以下の小規模施設には国の補助金（特別交付税）を活用してください。

また、施設整備のための補助金の枠拡大や条件緩和をはかってください。

三、新たな学童保育施策にあつては、霧島市に「子ども・子育て会議」の設置し、事業計画の策定・ニーズ調査等を進めてください。

2007（平成19）12月に厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、霧島市放課後児童クラブ設置運営基準が策定され運用されてきています。

新たな学童保育施策では、「国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定（従うべき基準、参酌すべき基準）」することとなっています。県による市町村への努力義務となっている「子ども・子育て会議」を、霧島市においては設置していただきますよう要望します。

「地域子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査は、2013年度から準備することになります。そのためにも、学童保育関係者の参加による「子ども・子育て会議」が重要になってくると思われます。

新たな学童保育施策を実現するための「ニーズ調査」「事業計画」の実施に際しては、学童保育当事者の参画と事業計画へ学童保育現場の声が反映できるようにしてください。

四、適正規模の学童保育を実現するために、学童保育の新設・分離費用を予算化してください。

国の「放課後児童クラブガイドライン」では、「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとし、40名を恒常的に超える場合は複数に分割することが望ましい」となっています。

大規模学童保育所の分割は「適正規模」の確立を目的にしたものであり、このための分割の推進を進めてください。

そのために、

- (1) 既存施設（学校の余裕教室等）の改修による放課後児童クラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図り適正規模の学童保育の実現のため、放課後子ども環境整備等事業費を活用できるようにしてください。
- (2) 財政難を理由に補助基準額の減額を行わないでください。

五、指導員の質を確保するための研修制度の拡充と、そのための財政措置をはかってください。

六、障害児入所に際して、指導員増員に伴う具体的な財政措置をとってください。

障害児の人数や障害の程度に応じて加配人数を増やせるよう、指導員の加配基準を定め、加配人数に応じた補助金等の増額をはかってください。

七、教育行政との連携を緊密にしてください。

健康福祉行政と教育行政が連携を密にすることにより、学童保育所があるすべての小学校に学童保育所の意義と理解を深めていくようにしてください。

八、指導員の雇用環境の整備をしてください。

少ない補助金（認可保育園の14分の1）、しかも不安定な補助制度のために日常の児童クラブ運営にも四苦八苦せざるを得ない施設運営者（施設長・経営者）がほとんどです。このため、指導員の多くはパート雇用で、新規就労や若者の雇用確保が困難な状況にあります。

年間を通じて安定的に運営、維持管理でき、指導員の身分保障や施設整備も展望できる公的責任、助成のあり方が確立されることが求められます。

指導員の雇用環境の整備（複数常勤・専任＝配置基準の確立）に力を入れてください。

【参考資料】

〔1〕鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）

（全国学童保育連絡協議会調査、2012年5月）

	鹿児島県					全国計(全国学童保育連絡会調べ)				
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数
1999年	126	609	20.7%	2,585	40	10,231	24,295	42.1%		1,579
2000年	143	609	23.5%		45	10,976	24,188	45.4%		1,740
2002年	196	610	32.1%	4,799	55	12,825	23,964	53.5%		2,147
2003年	214	610	35.1%	5,403	62	13,797	23,808	58.0%	538,100	2,310
2004年	247	610	40.5%		72	14,678	23,633	62.1%		2,428
2006年	258	609	42.4%	8,777	40	15,858	23,123	68.6%	683,476	1,617
2007年	273	606	45.0%	9,866	38	16,652	22,878	72.8%	744,545	1,619
2008年	290	604	48.0%	10,216	36	17,495	22,693	77.1%	786,883	1,624
2009年	291	580	50.2%	10,386	38	18,475	22,476	82.2%	801,390	1,621
2010年	315	574	54.9%	10,847	37	19,744	22,258	88.7%	804,309	1,593
2011年	345	571	60.4%	11,875	38	20,204	22,000	91.8%	819,622	1,564
2012年	346	560	61.8%	12,094	39	20,843	21,431	97.3%	846,919	1,598

註1)学童保育のある自治体数は、2005年を前後として、自治体合併により減少している。
 註2)設置率とは、小学校数と学童保育数の比較。

〔2〕市町村ごとの設置率推移

市町村名	2003年			2007年			2009年			2010年			2011年			2012年		
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率
鹿児島市	57	80	71.3%	71	80	88.8%	78	80	97.5%	79	80	98.8%	90	80	112.5%	94	80	117.5%
鹿屋市	17	31	54.8%	18	31	58.1%	18	31	58.1%	20	31	64.5%	21	28	75.0%	21	28	75.0%
枕崎市	3	5	60.0%	3	5	60.0%	3	5	60.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%
阿久根市	6	9	66.7%	7	9	77.8%	6	9	66.7%	6	9	66.7%	7	9	77.8%	8	9	88.9%
出水市	6	14	42.9%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%
指宿市	8	12	66.7%	10	12	83.3%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	9	12	75.0%
西之表市	1	12	8.3%	1	11	9.1%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	12	16.7%
垂水市		8		1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%
薩摩川内市	8	47	17.0%	9	47	19.1%	11	46	23.9%	14	45	31.1%	15	45	33.3%	15	38	39.5%
日置市	7	19	36.8%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	12	19	63.2%
曾於市	10	20	50.0%	13	20	65.0%	13	20	65.0%	12	20	60.0%	10	20	50.0%	10	20	50.0%
霧島市	21	34	61.8%	23	34	67.6%	27	34	79.4%	30	34	88.2%	31	35	88.6%	30	35	85.7%
いちき串木野市	3	10	30.0%	4	10	40.0%	4	10	40.0%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	4	9	44.4%
南さつま市	6	22	27.3%	6	22	27.3%	7	22	31.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%
志布志市	9	18	50.0%	10	18	55.6%	9	17	52.9%	13	17	76.5%	15	16	93.8%	16	16	100.0%
奄美市	6	21	28.6%	8	21	38.1%	7	21	33.3%	6	21	28.6%	6	21	28.6%	8	21	38.1%
頤娃町	5	7	71.4%	5	7	71.4%												
川辺町	2	7	28.6%	5	7	71.4%	9	21	42.9%	10	21	47.6%	22	21	104.8%	20	21	95.2%
知覧町	4	7	57.1%	2	7	28.6%												
大口市	3	11	27.3%	6	11	54.5%	11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	15	73.3%
菱刈町		5		4	5	80.0%												
始良町	4	8	50.0%	5	8	62.5%	7	8	87.5%									
加治木町	4	5	80.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	18	88.9%
蒲生町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	3	66.7%									
三島村		4			4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
十島村		7			7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%
長島町		11		2	11	18.2%	3	11	27.3%	7	11	63.6%	7	11	63.6%	5	11	45.5%
さつま町	7	15	46.7%	4	15	26.7%	4	15	26.7%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%
湧水町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%
南大隅町	1	11	9.1%	2	11	18.2%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%
肝付町	1	7	14.3%	6	7	85.7%	2	7	28.6%	6	7	85.7%	6	6	100.0%	6	6	100.0%
錦江町	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%
東串良町		2		2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
大崎町	2	7	28.6%	3	7	42.9%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%
南種子町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%
中種子町		7			7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	1	7	14.3%
屋久島町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%
大和村		5			5		0	5	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	5	0.0%
宇検村		4			4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
瀬戸内町		16		1	16	6.3%	1	12	8.3%	1	15	6.7%	1	14	7.1%	1	14	7.1%
龍郷町		7			7		1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%
喜界町		9			9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	2	50.0%
徳之島町	2	9	22.2%	2	9	22.2%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%
天城町		6			6		0	6	0.0%	1	4	25.0%	1	6	16.7%	2	6	33.3%
伊仙町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%
和泊町		4			4		1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%
知名町		5			5		0	5	0.0%	0	5	0.0%	1	5	20.0%	2	5	40.0%
与論町	1	3	33.3%	1	3	33.3%	1	3	33.3%	1	3	33.3%	2	3	66.7%	2	3	66.7%
計	214	610	35.1%	273	606	45.0%	291	580	50.2%	315	574	54.9%	345	571	60.4%	346	560	61.8%

〔3〕全国比較一運営形態・開設場所

開設場所	全国調査	割合	2007年比	備考	鹿児島県	割合	備考
学校施設内	10,797	51.8%	4.2%	余裕教室活用(5,344) 学校敷地内の独立専用施設(4,532) 校舎内の学童保育専用室(384) その他の学校施設を利用(537)	76	22.0%	余裕教室活用(29) 学校敷地内の独立専用施設(38) 校舎内の学童保育専用室(7) その他の学校施設を利用(2)
児童館内	2,700	13.0%	-2.8%	児童館・児童センター内の専用室	11	3.2%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,622	7.8%	0.4%	学校外にある独立専用施設	52	15.0%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,944	9.3%	-1.5%	公民館内(496) 公立保育園内(173) ・幼稚園内(192) その他の公的な施設内(1,083)	27	7.8%	公民館内(8) 公立保育園内(2) ・幼稚園内(1) その他の公的な施設内(16)
法人等の施設	1,332	6.4%	-0.3%	私立保育園や社会福祉法人の施設内	116	33.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,381	6.6%	-0.7%	父母会が借りたアパート・借家など	23	6.6%	父母会が借りたアパート・借家など
その他	1,067	5.1%	0.7%	自治会集会所・寺社など	41	11.8%	自治会集会所・寺社など
合計	20,843	100.0%			346	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2012年5月)

(鹿児島県実施状況、2012年調査)

運江主体	全国調査	割合	2007年比	備考	鹿児島県	割合	備考
公立公営	8,366	40.1%	-4.0%	市町村が直営している	13	3.8%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,203	10.6%	-0.7%	半数は行政からの委託(1208か所)	15	4.3%	行政からの委託(8か所)、補助(0か所)、代行78か所)
地域運営委員会	3,864	18.5%	1.7%	多くが行政からの委託(2428か所)	138	39.9%	行政からの委託(107か所)、補助(31か所)、代行78か所)
父母会・保護者会	1,404	6.7%	-2.2%	行政からの委託が多い(850か所)	11	3.2%	行政からの委託(0か所)、補助(9か所)、なし(2か所)
法人等	4,666	22.4%	6.0%	私立保育園(1144か所)、私立幼稚園(274か所)保育園を除く社会福祉法人(964か所)保護者等がつくるNPO法人(1254か所)民間企業(323か所)その他(707か所)	164	47.4%	私立保育園(124か所)、私立幼稚園(12か所)保育園を除く社会福祉法人(10か所)保護者等がつくるNPO法人(11か所)民間企業(1か所)その他(4か所)
その他	340	1.6%	-0.8%		5	1.4%	
合計	20,843	100.0%			346	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2012年5月)

(鹿児島県実施状況、2012年調査)

〔4〕公的責任に関して、

① 2012年5月1日現在学童保育実施調査／鹿児島県内児童クラブの運営形態

運営形態	2010年		2011年		2012年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
公 営	15	4.8%	12	3.5%	13	3.8%
公社社会福祉協議会 委託	9	2.9%	8	2.3%	8	2.3%
公社社会福祉協議会 補助	1	0.3%	2	0.6%	0	0.0%
公社社会福祉協議会 代行	10	3.2%	9	2.6%	7	2.0%
運営委員会 委託	90	28.6%	107	31.0%	107	30.9%
運営委員会 補助	21	6.7%	29	8.4%	31	9.0%
運営委員会 代行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
父母会(保護者会) 委託	1	0.3%	3	0.9%	0	0.0%
父母会(保護者会) 補助	9	2.9%	7	2.0%	9	2.6%
父母会(保護者会) 補助無	2	0.6%	3	0.9%	2	0.6%
父母会(保護者会) 代行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
法人 委託	101	32.1%	101	29.3%	121	35.0%
法人 補助	41	13.0%	41	11.9%	28	8.1%
法人 補助無	9	2.9%	16	4.6%	15	4.3%
法人 代行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	6	1.9%	7	2.0%	5	1.4%
	315	100.0%	345	100.0%	346	100.0%

※運営委員会とは、地域の役職者(学校長、自治会長、民生・児童委員など)と父母会(保護者会)の代表などで構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式

※委託:学童保育運営者と契約を交わし、国県補助金により運営。
補助:学童保育運営者と契約は交わさず、運営費の一部を国県補助金で

※代行は、「指定管理者制度」を含

②2012年5月1日現在学童保育実施調査／鹿児島県内児童クラブの開設場所

開設場所	2010年		2011年		2012年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
学校敷地内の学童保育専用施設	31	9.8%	31	9.0%	38	11.0%
校舎内の学童保育専用施設	2	0.6%	1	0.3%	7	2.0%
余裕教室(空き教室)を利用	32	10.2%	38	11.0%	29	8.4%
余裕教室以外の学校施設を利用	3	1.0%	2	0.6%	2	0.6%
児童館・児童センター内	9	2.9%	11	3.2%	11	3.2%
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	52	16.5%	49	14.2%	52	15.0%
公民館内	7	2.2%	13	3.8%	8	2.3%
公立保育所内	5	1.6%	4	1.2%	2	0.6%
公立幼稚園内	1	0.3%	2	0.6%	1	0.3%
その他の自治体の所有の施設内	10	3.2%	11	3.2%	16	4.6%
社会福祉協議会や公社等が設置した施設	2	0.6%	0	0.0%	3	0.9%
私立保育園内	96	30.5%	105	30.4%	106	30.6%
その他の社会福祉法人が設置した施設内	9	2.9%	10	2.9%	7	2.0%
父母が建てた専用施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
アパート・マンションの一室を利用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
民家を借用	14	4.4%	19	5.5%	23	6.6%
神社・寺院を利用	2	0.6%	2	0.6%	1	0.3%
町内会・自治会・団地の集会所	3	1.0%	6	1.7%	3	0.9%
その他	37	11.7%	41	11.9%	37	10.7%
	315	100.0%	345	100.0%	346	100.0%

(鹿児島県実施状況、2012年調査)

③市町村の実施責任の状況(全国と鹿児島県の比較)

市町村の関与の仕方	2010年	2011年	2012年
	割合	割合	割合
公立公営で実施	41.3%	40.5%	40.2%
委託事業 "	35.3%	34.9%	35.1%
補助事業 "	10.8%	10.9%	11.9%
指定管理者制度 "	9.8%	10.7%	10.3%
補助なし "	1.0%	1.1%	1.0%
その他	1.8%	1.9%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(全国学童保育連絡協議会、2012年調査)

市町村の関与の仕方	2010年	2011年	2012年
	割合	割合	割合
公立公営で実施	4.8%	3.5%	3.8%
委託事業 "	63.9%	63.5%	68.2%
補助事業 "	22.9%	22.9%	19.1%
代行・指定管理者制度 "	3.2%	2.6%	2.6%
補助なし "	3.5%	5.5%	4.9%
その他	1.9%	2.0%	1.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(鹿児島県実施状況、2012年調査)

〔5〕登録児童(学年別)と規模別の学童保育の推移

学年別入所児童数の推移

	全国調査(全国学童保育連絡協議会調べ)					鹿児島県(鹿児島県児童クラブ連絡協議会調べ)				
	2003年調査	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2003年調査	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査
1年生	38.4%	35.9%	35.2%	34.6%	288,300(34.0%)		37.9%	40.2%	38.2%	4,425(36.6%)
2年生	31.4%	31.4%	31.2%	30.8%	258,492(30.5%)		29.8%	30.1%	30.2%	3,717(30.7%)
3年生	22.0%	22.9%	23.2%	23.2%	198,006(23.4%)		21.0%	19.4%	20.5%	2,507(20.7%)
4年生	4.2%	5.5%	6.0%	6.6%	59,694(7.1%)		5.9%	6.4%	6.8%	859(7.1%)
5年生	1.9%	2.4%	2.6%	2.8%	24,934(2.9%)		2.7%	1.8%	2.5%	335(2.8%)
6年生	1.1%	1.4%	1.5%	1.6%	13,988(1.7%)		1.2%	1.1%	1.2%	188(1.6%)
その他	1.0%	0.5%	0.3%	0.4%	3,505(0.4%)		1.6%	1.0%	0.8%	63(0.5%)
総計	538,100	744,545	804,309	819,622	846,919(100.0%)		9,866	10,847	11,875	12,094(100.0%)

鹿児島県 入所児童数の規模(学童保育数)

児童数	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2007年比較
9人以下	12(4.4%)	19(6.0%)	23(6.7%)	19(5.5%)	1.1%
10人-19人	61(22.3%)	58(18.4%)	70(20.3%)	63(18.2%)	-4.1%
20人-39人	98(35.9%)	118(37.5%)	130(37.7%)	140(40.5%)	4.6%
40人-49人	47(17.2%)	55(17.5%)	49(14.2%)	63(18.2%)	1.0%
50人-70人	47(17.2%)	60(19.0%)	67(19.4%)	52(15.0%)	-2.2%
71人-99人	5(1.8%)	5(1.6%)	5(1.4%)	9(2.6%)	0.8%
100人以上	3(1.1%)		1(0.3%)		-1.1%
合計	273(100%)	315(100%)	345(100%)	346(100.0%)	

(鹿児島県児童クラブ連絡協議会調査、2012年5月)

〔6〕補助金—保育所との比較

学童保育への補助金は少ない（運営費総額は265億円）

学童保育(2011年度) 補助金総額は265億円		私立保育所(2011年度) 国の補助金は約3,744億円		私立保育所と比べて学童保育は
施設数	2万204か所	施設数	1万1446か所	約1.76倍
入所児童数	約82万人	入所児童数	約121万人	約1.5分の1
指導員数	約8万人	保育士数	約19万人	約2.3分の1
1施設当たりの国庫支出額	約131万円	1施設当たりの国庫支出額	約3271万円	約25分の1
児童1人当たり予算額	約3万2300円	園児1人当たり予算額	約30万9400円	約10分の1

* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。

* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

●埼玉県内の民間学童保育所の運営費の例●

児童数45名 正規指導員2名+パート3人で常時4人
正規指導員は勤続20年目と4年目
保育料(おやつ代月2000円含む)

	費目	金額
収入	市からの委託金	605.7 万
	市からの家賃補助	114.0 万
	保育料収入	644.5 万
	事業収入・雑収入	32.8 万
	収入合計	1397.0 万
支出	正規指導員人件費	632.8 万
	福利厚生費	113.0 万
	パート人件費	293.8 万
	水道光熱費	15.1 万
	消耗品費・教材・備品費	17.4 万
	おやつ代	94.2 万
	通信費	8.9 万
	施設費(家賃・修繕費)	149.0 万
	指導員研修費	5.2 万
	管理費(会計等委託料)	45.7 万
	児童の保険料	6.1 万
	行事費・活動費	24.8 万
	支出合計	1406.0 万

赤字分は翌年に繰り越し

設備の状況(設置されている割合)(%)

設備	専用設備がある	なにもない
生活室	86.1	2.9
台所設備	62.4	16.9
トイレ	52.6	0.0
電話	76.5	4.1
かばん置き場(個人ロッカー)	94.8	2.6
手洗い場	64.7	1.8
足洗い場	36.2	29.3
静養できる部屋またはコーナー	45.4	32.6
ホールなどの室内の遊び場	22.9	37.8
指導員の事務スペース	56.1	24.7
冷蔵庫	83.1	4.5
緊急時の通報装置	26.6	45.7
クーラー	65.9	23.8

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査「個別調査」より)